

## 社団法人日本放射線技師会との裁判（和解による訴訟解決）に関するお知らせ

### 1 裁判上の和解成立について

当社は、当社が著作権を有する書籍「放射線安全管理の手引 『放射線関連機器管理責任者』『放射線管理士』認定講習統一テキスト」とほぼ同一の内容の講習会用テキストを、社団法人日本放射線技師会（以下「JART」といいます。）が出版・販売等をしていたとして、昨年12月、JARTに対して出版の差止め及び損害賠償の支払等を求める本案訴訟を東京地方裁判所に提起しておりましたところ（「H16（ワ）第26375号著作権侵害差止等請求事件」）、平成17年6月27日、同裁判所において裁判上の和解が成立いたしました。

本裁判は、公益社団法人であり出版契約の当事者であるJARTが著作権を侵害したという前代未聞の事態に鑑みて、相応の法的責任を追及するために、当社が東京地方裁判所に申し立てた出版差止を認める仮処分決定（平成16年11月10日付）が下された後に提起したものであります。

JARTが裁判所に提出した書面中には、看過しがたい真実と異なる主張がいくつもみられましたが、今般、裁判所から和解勧告があり、また、今回の和解内容は、JARTが違法テキストの出版・販売等をしないこと、会報誌やホームページで謝罪を行うこと、当社に対し解決金（賠償金）を支払うこと等当社の主張に概ね沿ったものであり、裁判の長期化を避けるためにも、和解を受け入れることにしたものであります。

### 2 熊谷和正会長名で公表された「(株)医療科学社の著作権侵害事件の経緯と背景」について

裁判所において成立した和解内容に従って、7月4日よりJARTのホームページにおいて謝罪広告の掲出が開始されましたが、これとともに、熊谷和正会長名による「(株)医療科学社の著作権侵害事件の経緯と背景」（以下「経緯背景」といいます）という文章が掲出されました。経緯背景は、事実と反する記述や当社に対する誹謗中傷ともいえる記述があり、また、謝罪広告の意味を大きく減殺するものです。当社としては、新たに名誉毀損による損害賠償請求訴訟を提起してもよいと考えていますが、せっかく和解が成立したばかりですので、当社名誉信用回復のため、ここに当社の言い分を述べることにいたします。賢明なる関係各位におかれましては、ぜひとも事の真相を正しく理解していただきたく存じます。

「テキストは、講師が配布した資料等を本会担当常務理事を中心にしたスタッフが編纂・追補を行い1冊のテキストとしてまとめました。これを(株)医療科学社に印刷・出版業務を依頼して」との記述

当社は、JARTより講習会用テキストの制作・出版の依頼を受け、講師が作成したレジメの提供を受けましたが、その内容は不十分で、それをそのまま出版物とすることができず、ゼロからテキストを作成する必要がありました。そこで、外部の医師に事実上の監修者を引き受けていただき、当社において執筆要綱をまとめ、各執筆者に原稿の執筆依頼を行い、校正・索引作成等を行い、他の文献から図表等の引用転載をする場合にはその許可を出版社・著者から取り付け、完成原稿をまとめ上げました。当社は、単に完成原稿を印刷・出版しただけではなく、完成原稿作成のための編集業務も行っていたのです。

「会員からは出版物が分厚く重量も大きく使い勝手が良くないこと、高価であること、さらには、そもそもテキスト購入は任意であるべきはずであるが、テキスト綴りこみレポート用紙の使用が義務付けになっており、購入が強制されている、等の不満が相次ぎました」との記述

(ア) 当社テキストが分冊化せずに1冊での体裁となったのは、企画編集の段階でJARTの要請でそのようになったものであり、その点に関して会員から不満があったとしても、当社の責ではありません。(イ) 当社テキストの定価は8,500円ですが、最大口販売先であるJARTには1冊4,700円で卸しております。JART(地方技師会を含む)が講習会参加会員に対して販売する際の価格は5,000円とされていたり、講習会受講料に含まれていたりしておりますので、講習会参加会員の多くは定価で購入していないはずです。また、当社は定価の5%(2刷まで)または10%(3刷)の印税を支払っております。経緯背景において違法テキストが廉価(3,500円)であることが強調されておりますが、当社テキストとの実際の販売価格差はさほど大きくありません。違法テキストは当社テキストを流用して作成していますので、その制作費(特に編集作業にかかる費用)はほとんどかかっていないはずであり、また、執筆者に対して印税支払をしていないのであれば、違法テキストが廉価であることを謳うことは、根拠なき自画自賛にすぎません。(ウ) テキスト綴りこみレポート用紙の使用が義務付けとなっていることは、JART内部の問題であり、その点に関して会員から不満があったとしても、当社の責ではありません。

「『放射線安全管理の手引き』なる本は、上記の作成経緯からして当然本会に著作権はもちろん出版権もあるものと考えていた私はじめ担当常務理事等は、新しく完成したテキストを作成、頒布すること等になんらの疑義も持っておりませんでした」との記述

前述したとおり、経緯背景における当社テキストの作成経緯は事実と反しておりますので(参照)、著作権及び出版権がJARTにあるものと考えていたと言い張ること

自体、自身に重大な落ち度があったことを認めることにほかなりません。また、当社テキストに関して、JARTは編集著作権を有するのみであり、個々の文章については各執筆者が著作権を有しております。本裁判では当社の出版権が問題となりましたので争点にはなっていませんが、違法テキストは、各執筆者の有する著作権を侵害する出版物であるという別の重大な違法性も存するのです。

「平成14年度決算では、会誌・ニュース紙の定期刊行物経費額が2億4千万円を超える額であり」との記述

本記述で摘示する金額のうち、実際に当社が支払を受けていたのは約1億4千万円にすぎません。それをいかにも当社が2億4千万円超もの巨額の経費の支払を受けていたと受け取られるような本記述は、読み手を誤導するものであり、事実無根の記述です。

「異常とも言えるほどの高額な定期刊行物経費を十数年にわたって支出し続けていた相手は、今回の原告である(株)医療科学社でありました。」との記述

「異常とも言えるほどの高額」といいますが、高額かどうかは単純に数字だけで評価しうるものではなく、業務規模や業務内容（企画・編集の質等）に照らして評価する必要があることはいうまでもないことです。また、当社も営利企業である以上、全く採算を度外視して業務を請け続けることはできませんし、かといって、費用を水増しするなどの不当な請求をしたこともなく、あくまでもJARTの支払規定方針に従った相応の費用を請求しお支払いいただいていたにすぎません。

「すべての出版物について“契約書”が存在していたことなど考えもおよばないことでした」との記述

当社テキストについては、第1刷から第3刷まで計3通の出版契約書が作成されており、うち2通については熊谷会長名となっております。JARTは裁判において、「当時の担当総務課長が権限なく無断で押印した」との主張をしておりましたが、当社が調査したところ、かかる主張は事実無根であることが判明しております。

「今回の訴訟事件は、そのような改革の流れの中での歪み是正に伴って排出された“膿”であったと受け止めています。」との記述

本記述は、“今回の訴訟事件は、医療科学社との不当な取引を断ち切る過程においてやむなく生じたものである”と、まるで当社にも責があるかのような表現がされていますが、責任転嫁も甚だしいものです。他社から出版されている出版物の類似出版物を出版するにあたって、出版契約を確認することはイロハのイです。それを確認せずに、類似出版物を出版することは、まともな出版社であればおよそありえないことです。今回

の訴訟事件の発生は、端的に言えば、JART及びその執行部、あるいは株式会社日本放射線技師会出版会の設立関与者の、著作権及び著作権の無視または軽視の姿勢に起因することなのです。

### 3 本裁判についての若干の補足

当社が当初申し立てた仮処分事件で出版差し止めを求めた対象物は、当時JARTが出版していることが判明していた、当社テキストの内容を一部改訂した3分冊テキストでした。ところが、仮処分決定が出された後に本案訴訟の提起を準備しているなかで、関係者から、当社テキストをそのまま複写製本した、簡易装丁版の違法テキスト（3分冊）をJARTが出版していたとの情報が寄せられ、現物も提供していただきました。また、北海道放射線技師会が、当社テキストの一部を複写製本したテキストを作成し頒布していたとの情報も寄せられ、現物も提供していただきました。これら複写製本テキスト出版の事実は、裁判において当社が証拠提出するまで、JART側から明かされることはありませんでした。もし仮処分事件の際に当社が和解を受け入れていたならば、複写製本テキスト出版の事実が表に出ることはなかったかもしれません。

また、今回の違法テキスト出版については、JARTの役員らが設立した株式会社日本放射線技師会出版会が関与しているところ、その設立経過に不透明な点がみられました。もっとも、この点はJART内部において問題とされるべきものですので、当社の意見表明は差し控えることといたします。

前に述べましたが、違法テキストは当社の著作権を侵害するだけでなく、各執筆者の著作権も侵害しております。当社が関知することではありませんが、今後、JARTが各執筆者に対して誠実に謝罪し、しかるべき対応を取られることを願うばかりです。

### 4 最後に

今回、当社はJARTに対して裁判を提起しましたが、それはこの裁判を通じて、JARTにおいて真の意味での改革がなされることも期待したからです。

JARTが今後、個々の技師会員のためによりよい活動を行っていくこと、今回の裁判がそのきっかけの一つとなることを、切に願っております。

末筆ながら、本裁判に関してご協力ご支援頂きました関係各位に対し、深く御礼を申し上げます。

以上

平成 17 年 7 月 7 日

株式会社 医療科学社  
代表取締役 古屋敷 信一